

# 告 示

埼玉県告示第二百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六番二外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十一時

（変更後）午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前八時三十分から午後十一時三十分

駐車場二 午前八時三十分から午後十時

（変更後）駐車場一 午前六時三十分から午後十一時三十分

駐車場二 午前六時三十分から午後十時

## ハ 変更年月日

平成二十六年三月一日

## 二 届出年月日

平成二十六年二月五日

## ニ 縦覧期間

平成二十六年二月十八日から平成二十六年六月十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十六年二月十八日から平成二十六年六月十八日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課